

指名停止等一覧表

(期間 平成31年1月1日 ~ 平成31年3月31日)

| 番号 | 業者名 | 本社所在地 | 指名停止期間 | 該当事項 | 指名停止の理由 |
|----|----------|-------------------------|----------------------------------|--|---|
| 1 | 熱海建設株式会社 | 宮城県仙台市青葉区錦町1丁目 1番31号 | 平成31年3月25日から平成31年4月24日 (1ヶ月間) | 別表第2贈賄 及び不正行為 等に基づく措置 基準の第16号 (不正又は 不誠実な行為) | <p>当該事業者は、宮城県(仙台地方振興事務所)発注の「H27塩竈市地区(県営農地災)―A81号 寒風沢農地復旧除塩及び海岸復旧工事」に関し、宮城県塩竈市浦戸寒風沢字小峯の畑において、廃棄物である木くず等約384キログラムを焼却したとして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により平成30年12月19日に同社及び同社の使用人2名が起訴され、同月25日に仙台簡易裁判所より罰金100万円、同社工事長が罰金50万円及び同社契約社員が罰金30万円の略式命令を受けた。</p> <p>このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第16号(不正又は不誠実な行為)に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるため。</p> |
| | | | | | |

(注) 該当事項の欄には「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付け 59林野経第156号林野庁長官通達)に定める別表第1及び第2に掲げる措置要件のうち該当するものを記入する。